

違法民泊対策の一層の強化を求める決議について

違法民泊対策の一層の強化を求める決議を次のとおり提出する。

平成29年5月30日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか62名
自民党市議団，日本共産党市議団，
公明党市議団，民進党市議団，
京都党市議団，無所属(大)，
無所属(小)，無所属(中)

違法民泊対策の一層の強化を求める決議

京都市では、国内外から訪れる観光客の宿泊需要増加により、旅館業の許可を得ずに営業する違法民泊が急増している。騒音やごみの処理などを巡って、地域とのトラブルを引き起こす事業者も後を絶たず、また、宿泊者による迷惑行為、火災などの緊急時の対応、管理責任者への連絡など、市民から苦情や不安の声が数多く寄せられている。

京都市は、民泊施設実態調査や「民泊通報・相談窓口」の設置など、いち早く違法民泊対策に取り組み、平成28年度には、市民からの通報等を基に、延べ2,143回の現地調査を実施し、300施設の営業を中止させるなどの成果を挙げてきた。しかし、いまだ多数の違法民泊が市内に存在していることから、一層の対策の強化が望まれる。

よって京都市においては、観光立国・日本を牽引する国際文化観光都市として、宿泊施設における市民と旅行者の防災・防犯・公衆衛生面での安心安全の確保、周辺的生活環境との調和が大前提であるとの認識の下、違法民泊対策の一層の強化に向けて、下記のとおり取り組むことを求める。

記

- 1 各区保健センターの衛生部門を集約した医療衛生センターへの民泊対策専門チームの設置や民間事業者による調査委託の実施などを踏まえ、違法民泊の調査指導体制を強化し、その実を挙げるべく、一層取組を進めること。
- 2 保健福祉局をはじめ、都市計画局、消防局、産業観光局など、関係各局が緊密に連携し、可能な限りの調査、指導を徹底すること。また、法令違反を繰り返す悪質な事業者には、警察とも連携して、厳正に対処すること。
- 3 既に旅館業の営業許可を取得している施設に対しても、昨年度から施行している「旅館業施設における安心安全及び地域的生活環境との調和の確保に関する指導要綱」に基づく取組を徹底すること。
- 4 「民泊」新法が審議されているが、違法民泊に関する京都の実情や京都市のこれまでの取組を踏まえたうえで、実効性のある条例の検討を進めること。

以上、決議する。

年 月 日

